

開催決定

2月4日・福山  
2月5日・川崎  
※詳細は決定次第  
ホームページで発表



シンポジウム

# まちづくり条例を つくるろう！

## 建築紛争から条例へ、条例から法改正へ

低層住宅街の高層マンション建設、シャッターが閉まってさみしい商店街、誰もが親しんだ建物が壊されたり、周囲の生活や街並みが大きく損なわれたとしても、これらは現状では多くの場合、有効な手立てがありません。国の法律が対応できずにいるこのような問題を、地域が主体となって防止し、住みやすく美しい町をつくらうとするのがまちづくり条例です。

まちづくり条例で何かわるのか、またそしてどんな可能性があるのか。わかりやすく紹介しながら、まちづくり条例とその先にある都市をつくる法律の問題点について考えます。

**12月4日(日)** 午後1時30分〜

会場 全水道会館(水道橋駅東口徒歩2分)  
会費 2000円(会員1500円、学生500円)  
定員80名

シンポジウム

# まちづくり条例をつくろう

## 建築紛争から条例へ、条例から法改正へ

**事業者の脱法の穴をふさぐ制度改革に成果を上げてきたけど、結局たちごっこ。なんとかならないのか**  
小磯盟四郎(川崎まち連)

**行政も議会も住民の訴えを受け止めていない**  
奈須りえ(大田区議会議員)

**市民はみんな条例を提案する権利があります**  
野口和雄(都市プランナー)

**「建築確認」から「建築許可」へ法律改正が必要**  
五十嵐敬喜(法政大学教授・弁護士)

**新しい建物が街をわるくしても専門家も市民も何も出来ないのか**  
上村千寿子(流山市民)

**ルールに従って建築されれば街が良くなるルール作りが必要**  
日置雅晴(早稲田大学法科大学院教授・弁護士)

### お話し

1. まちづくり条例をつくろう 野口和雄(都市プランナー)
2. 地域で何がおきているか 小磯盟四郎(川崎まち連)

### コメント

奈須りえ(大田区議)  
上村千寿子(流山市民)  
行政職員(未定)

### ディスカッション

司会 日置雅晴(弁護士)

### 条例から法改正へ

五十嵐敬喜(法政大学教授・弁護士)

## 12月4日(日) 午後1時30分

会場 全水道会館(水道橋駅東口徒歩2分)

会費 2000円(会員1500円、学生500円)

定員 80名

事前にお申し込みください。

ファクス (03) 5228 0392

ネット <http://machi-kaeru.com/>

終了後忘年会を予定しています。

お問い合わせ 510@machi-kaeru.com

FAX 申込用紙

FAX (03) 5228-0392

お名前	ご住所
団体名・所属など	mail
電話	ファクス